

志摩市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型  
介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

平成18年5月29日  
規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

- 第2条 法第78条の2第1項及び法第115条の11第1項の規定による申請は、指定申請書(様式第1号)により行うものとする。
- 2 市長は、法第78条の2第1項及び法第115条の11第1項の規定による指定をしたときは、指定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、法第78条の2第1項及び法第115条の11第1項の規定による申請を却下するときは、指定申請却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 法第78条の2第1項及び法第115条の11第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第78条の5及び法第115条の14の規定による届出は、省令第131条の10第1項及び第140条の24第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第4号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(様式第5号)によりそれぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第4条 法第78条の7の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(様式第6号)により行うものとする。

(指定の取消し等)

- 第5条 市長は、法第78条の9及び法第115条の17の規定により指定を取り消したときは、指定取消通知書(様式第7号)により、当該指定地域密着型サービス事業者及び当該指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この条において「指定地域密着型サービス事業者等」という。)に通知するものとする。
- 2 市長は、法第78条の9及び法第115条の17の規定により、期間を定めてその指定の全部又は一部の効力を停止したときは、指定停止通知書(様式第8号)により、当該指定地域密着型サービス事業者等に通知するものとする。

(指定の更新申請)

第6条 法第78条の11及び法第115条の19において準用する法第70条の2の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定更新申請書(様式第9号)により行うものとする。

(指定等の公示)

第7条 法第78条の10及び法第115条の18の規定による公示は、次に掲げる事項を告示することにより行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、事業の廃止、指定の辞退及び指定の取消の年月日並びに指定の効力を停止する期間
- (5) サービスの種類

(事業所情報の提供)

第8条 市長は、第2条から第6条までの規定による指定、届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、三重県知事及び三重県国民健康保険団体連合会その他の団体に対して、次に掲げる事項を提供するものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、事業の開始、変更、廃止、休止、及び再開、指定の辞退並びに指定の取消しの年月日並びに指定の効力を停止する期間
- (5) 運営規程
- (6) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。